

○資金収支計算書

「資金収支計算書」とは、1年間の行政サービスに伴う現金等の資金の流れを性質の異なる3つの区分に分けて表しています。
(単位：百万円)

【業務活動収支】A	564		
業務活動支出	2,676	業務活動収入	3,240
【投資活動収支】B	△ 553		
投資活動支出	1,078	投資活動収入	525
【財務活動収支】	17		
財務活動支出	504	財務活動収入	521
◇当期資金収支額 C	28	【期首資金残高】D	81
(基礎的財政収支) A + B - 支払利息	53	【期末資金残高】D + C	109

業務活動収支…行政サービスを行う中で、毎年継続的に収入支出されるもの

投資活動収支…学校・公園・道路などの資産形成や投資などの収入と支出

財務活動収支…地方債・借入金などの収入と支出

※各表の詳細は、福島町ホームページ「各種計画・会議情報の公表」に掲載しております。

【お問い合わせ先】 総務課財政係 ☎47-3001

役場からの お知らせ

行政相談委員が委嘱されました

平成31年4月1日付けで、岡観要さんが行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者へ助言などを行っています。

相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

町民課町民係 ☎47-4681

福島町ふるさと応援寄付金(ふるさと納税)に係る寄付者への返礼品送付について

福島町では、ふるさと納税の制度化前より「福島町ふるさと応援基金」として、一口5千円から寄付金を受け入れていきます。

これまでは、寄付していただいた町内外の方へ、お礼の品として「特産品」を贈らせていただいていたところですが、総務省通知に伴うふるさと納税制度の見直しにより、平成31年4月1日以降の入金確認分より、福島町民の方への返礼品の贈呈を取り止めることとなりました。

ふるさと納税制度は「住所地に納付する税の一部を他の地方団体に移転させる」という仕組みのもと実施

されておりますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしく願っています。

なお、他市町村における取扱いにつきましては、寄付検討先の市町村へ直接お問い合わせください。

お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

お詫び

広報ふくしま4月号の町政執行方針の記事において、5ページに「町道の改良等及び橋梁の長寿命化」の内容を重複して掲載してしまいました。お詫びして訂正いたします。

お問い合わせ先

企画課広報広聴係 ☎47-3007



お知らせ

裁判員制度市民説明会の開催について

裁判員制度が今年の5月で施行10周年を迎えるため、函館地方裁判所では、裁判員経験者を迎えて「裁判員制度市民説明会」を企画しています。裁判官が裁判員制度について分かりやすく説明するほか、裁判員経験者からは、率直な意見や感想を述べていただく予定です。皆様お誘い合わせの上、どうぞご参加ください。

日時

5月18日(土)

午前10時30分から午前11時30分まで

場所

函館市中央図書館大研修室
(函館市五稜郭町26-1)

募集人数

40人 ※申し込み多数の場合は先着順となります。

受付期間

4月15日(月)から5月13日(月)までの平日午前8時30分から午後5時まで

申し込み方法

函館地方裁判所総務課まで、電話にてお申し込みください。

お申し込み・お問い合わせ先

函館地方裁判所総務課
☎0138-33812371

消防車のサイレンの 使い分けについて

交通事故の際、救助活動及び救急活動支援のため、消防車がサイレンを吹鳴しながら緊急走行します。消防車のサイレンを火災の場合と区別していますので、お知らせします。

火災の場合

「ウー・カンカンカン」

サイレン音(ウー)と警鐘(カンカン)を交互に鳴らします。

■火災以外の緊急出動の場合(ドクターヘリ支援出動・交通事故に伴う出動等)
「ウー・ウー・ウー」

サイレン音(ウー)のみ鳴らします。

お問い合わせ先

福島消防署
☎47-2119